

令和 6 年度集団指導 ～社会福祉法人～

これまでの運営指導による指摘・指導事項例

令和 7 年 3 月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

◎基準条例等について

- ▶ 法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ▶ 規則：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
- ▶ 一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- ▶ 認可通知：「社会福祉法人の認可について（通知）」
(平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号)
- ▶ 審査基準：認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」
- ▶ 定款例：認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」
- ▶ ガイドライン：「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（通知）」
(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号)
- ▶ 社会福祉充実計画事務処理基準：「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（通知）」
(平成29年1月24日付け雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号)

事例1：役員等について

指摘事項

- ・役員等の選任にあたり、法律の要件を満たしていないものが選任されている。
- ・役員等の選任について、定款の定めに従って実施していない。
- ・監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。

● ポイント

- ・理事、監事については、次に掲げる者が含まれていなければなりません。

【理事】

- ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③施設の管理者（※施設を設置している法人）

【監事】

- ①社会福祉事業について識見を有する者
- ②财务管理について識見を有する者

- ・評議員については、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより選任しなければなりません。

事例1：役員等について

● ポイント

- ・役員等の選任にあたっては、次の確認が必要です。この確認については、履歴書や誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法や、官公署が発行する書類により確認を行う方法が考えられます。
 - ①候補者が欠格事由に該当しないか
 - ②暴力団員等の反社会的勢力の者でないか
 - ③理事については、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか
 - ④監事については、当該法人の評議員、理事又は職員を兼ねていないか。各役員と特殊の関係にある者が含まれていないか。
 - ⑤評議員については、当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。各評議員又は各役員と特殊の関係にないか
 - ・理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行を監査する立場であることを鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数（※）の同意を得なければなりません。
- ※「監事の過半数」については、在任する監事の過半数をいう。

事例1：役員等について

●根拠法令

* 法第39条

評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

* 法第40条

次に掲げる者は、評議員となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。）

2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

事例1：役員等について

●根拠法令

* 法第43条

役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の決議をする場合には、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又は定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十二条、第七十三条第一項及び第七十四条の規定は、社会福祉法人について準用する。この場合において、同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「監事が」とあるのは「監事の過半数をもって」と、同法第七十四条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

事例1：役員等について

●根拠法令

* 法第44条

第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

- 2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。
- 4 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。
 - 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者
- 5 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。
 - 一 社会福祉事業について識見を有する者
 - 二 財務管理について識見を有する者
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。
- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

* 法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項

理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

事例1：役員等について

指摘事項

- 理事会、評議員会に欠席が続いている特定の役員等がいた。

●ポイント

- 役員等の役割の重要性に鑑みれば、実際に法人運営に参加できない者が名目的・慣例的に選任され、その結果、理事会や評議員会を欠席することとなることは適当ではありません。
- なお、監事が理事会に出席し必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であることから、法律上の義務とされたものであり、理事会においても監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うことが必要です。

事例1：役員等について

●根拠法令

* 審査基準第3の1の(3)

実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。

* ガイドライン5の(3)の1

監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有し、毎年度の監査報告の作成の義務を負うとともに、次の義務を負う（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで）。

- ① 理事の不正の行為がある若しくは当該行為をするおそれがあると認められる場合、又は法令、定款違反の事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合は、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- ② 理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないこと。
- ③ 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合、法令違反等の事実があると認めるときはその調査結果を評議員会に報告すること。

事例2：理事会及び評議員会の招集・開催、議事録について

指摘事項

- 理事会や評議員会の招集について、必要な手続きを経ていない。

●ポイント

- 理事会の招集については、各理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事）が、理事会の1週間前（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）までに、各理事及び各監事に対してその通知を発出しなければなりません。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができます。
- 評議員会の招集については、理事会の決議により、評議員会の日時及び場所等（※）を定め、理事が評議員会の1週間前（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）までに、評議員に対して、書面又は電磁的方法（電子メール等）でその通知を発出しなければなりません。（電磁的方法で通知をする場合には、評議員の承諾が必要）ただし、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができます。この場合には招集の通知を省略できますが、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できないことに留意するとともに、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要です。

※理事会の決議により定めなければならない事項

- ①評議員会の日時及び場所
- ②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項
- ③評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨）

- なお、定時評議員会の日の2週間前の日から計算書類等を主たる事務所に備え置く必要があるため、定時評議員会においては、評議員会の召集を決定する理事会と2週間の間隔を空ける必要があります。

事例2：理事会及び評議員会の招集・開催、議事録について

●根拠法令

* 法第45条の14第1項

理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

* 法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条

理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

* 法第45条の9第1項

定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

* 法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条

評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 評議員会の日時及び場所

二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

事例2：理事会及び評議員会の招集・開催、議事録について

●根拠法令

* 法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条

評議員会を招集するには、理事（第百八十条第二項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

- 2 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

* 法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条

前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

* 規則第2条の12

法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）とする。

* 法第45条の32第1項

社会福祉法人は、計算書類等（各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（第四十五条の二十八第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を、定期評議員会の日の二週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

事例2：理事会及び評議員会の招集・開催、議事録について

指摘事項

- ・評議員会（又は理事会）の決議に特別の利害関係を有する評議員（又は理事）がいるか確認していない。

●ポイント

- ・評議員会（又は理事会）の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員（又は理事）が加わることはできないことから、当該特別の利害関係を有する評議員（又は理事）の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員（又は各理事）について確認しておく必要があります。
- ・確認方法は、個別の議案の議決の際に確認する方法のほかに、当該評議員会（又は理事会）の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発する方法や、評議員（又は理事）の職務の執行に関する法人の規程で評議員（又は理事）が評議員会（又は理事会）の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定める方法があります。

事例2：理事会及び評議員会の招集・開催、議事録について

●根拠法令

* 法第45条の9第6項、第7項、第8項

- 6 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。
- 7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。
 - 一 第四十五条の四第一項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）
 - 二 第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の評議員会
 - 三 第四十五条の三十六第一項の評議員会
 - 四 第四十六条第一項第一号の評議員会
 - 五 第五十二条、第五十四条の二第一項及び第五十四条の八の評議員会
- 8 前二項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

* 法第45条の14第4項、第5項

- 4 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。
- 5 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

事例2：理事会及び評議員会の招集・開催、議事録について

指摘事項

- ・評議員会の議事録について、必要事項が記載されていない。

●ポイント

- ・実際に開催された評議員会の議事録は次の事項を記載する必要があります。「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載していない議事録が散見されたため、ご確認ください。

- ①評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）
- ②評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③決議をする事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- ⑤評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- ⑥議長の氏名（議長が存する場合に限る。）
- ⑦議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

事例2：理事会及び評議員会の招集・開催、議事録について

●根拠法令

* 法第45条の11第1項

評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

* 規則第2条の15第3項

評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- 二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 決議をする事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第一項（法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第四項において準用する場合を含む。）
 - ロ 法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第二項（法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第四項において準用する場合を含む。）
 - ハ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二条
 - ニ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百五条第三項
 - ホ 法第四十五条の十九第六項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九条第一項
 - ヘ 法第四十五条の十九第六項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九条第二項
- 五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- 六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 七 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

事例3：基本財産について

指摘事項

- ・ 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産について、当該不動産の所有権の登記がなされていない。

● ポイント

- ・ 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが求められます。
- ・ また、都市部等土地の取得が極めて困難な地域等において、もしくは、都市部等の地域以外においても一定の要件を満たすことにより、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められていますが、この場合も、一定期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。ただし、通所施設について、一定の要件を満たす場合は、地上権又は賃借権の登記を要さない場合があります。
- ・ 不動産の貸与を受ける場合は、事前に所轄庁に相談のうえ、厚生労働省の通知を必ずご確認ください。

事例3：基本財産について

●根拠法令

* 法第25条

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

* 審査基準第2の1（抜粋）

(1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

事例3：基本財産について

指摘事項

- ・所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していた。

●ポイント

- ・社会福祉施設を経営する事業を目的として定款に定めている法人にとって、その所有する社会福祉施設の用に供する不動産は、当該事業の実施のために必要不可欠なものであり、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産として、その全ての物件について定款に定めるとともに、その処分又は担保提供を行う際には、所轄庁の承認を受けることを定款に明記しておく必要があります。
- ・なお、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合及び独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）に、当該基本財産について所轄庁の承認を不要とする旨を定款に定めた場合は、所轄庁の承認は不要となります。

●根拠法令

*審査基準第2の2の(1)のア、イ

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

事例4：実施事業について

指摘事項

- ・定款に記載のない事業を行っていた。

●ポイント

- ・新たに事業を実施される場合は、事業開始日より前に定款の認可を受けてください。

●根拠法令

* 法第31条第1項

社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

略

三 社会福祉事業の種類

略

十一 公益事業を行う場合には、その種類

十二 収益事業を行う場合には、その種類

略

事例5：事務処理等規程に沿った運用について

指摘事項

- ・ 経理規程などの事務処理諸規程が現実の事務処理方法等とそぐわない点が見受けられる。
(寄附金の受入、小口現金の運用、調達方法など)
- ・ 規程の定めによらない支出、または規程どおりに支出されていない事例が見受けられる。
(旅費の支払等など)
- ・ 規程の定めによらない方法で調達を実施している。

● ポイント

- ・ 規程と現在の事務処理方法が異なるものが散見されたので、今一度、規程の点検・見直し、事務処理方法の再確認をお願いします。

事例6：法令に定める情報の公表について

指摘事項

- ・定款等が法人のインターネットの利用により公表されていない。

●ポイント

- ・法人の公益性を踏まえ、法人は、次の事項について、遅滞なくインターネットの利用により公表しなければなりません。

①定款の内容（所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき）

②役員等報酬基準（評議員会の承認を受けたとき）

③計算書類

④役員等名簿

⑤現況報告書（規則第2条の41第1号から13号まで及び第16号に掲げる事項）

※なお、公表の範囲については、法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除きます。

⑥社会福祉充実計画

事例6：法令に定める情報の公表について

●根拠法令

* 法第59条の2第1項

社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 第三十一条第一項若しくは第四十五条の三十六第二項の認可を受けたとき、又は同条第四項の規定による届出をしたとき 定款の内容
- 二 第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準
- 三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容

* 規則第10条

法第五十九条の二第一項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

* 社会福祉充実計画事務処理基準12(1)

次に掲げる場合については、法人のホームページ等において、直近の社会福祉充実計画を公表すること。

- ①社会福祉充実計画を策定し、所轄庁にその承認を受けた場合
- ②社会福祉充実計画を変更し、所轄庁にその承認を受け、又は届出を行った場合

なお、規則第10条第2項の規定に基づき、法人が電子開示システムを活用して社会福祉充実計画の公表を行うときは、これを行つたものとみなすことができる。

事例7：登記について

指摘事項

- ・法人が登記しなければならない事項について、期限までに登記がなされていない。

●ポイント

- ・登記事項の変更がある場合は、政令に定める次の事項について、変更の登記をしなければなりません。
 - ①目的及び業務
 - ②名称
 - ③事務所の所在場所
 - ④代表権を有する者の氏名（※）、住所及び資格、
 - ⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、⑥資産の総額
※社会福祉法人の場合は、法人の代表権を有する者は理事長のみ
- ・資産の総額以外の登記事項（①～⑤）の変更については変更が生じたときから2週間以内に、資産の総額（⑥）については、会計年度終了後3か月以内（毎年度6月末まで）に登記を行ってください。

●根拠法令

* 法第29条、組合等登記令（昭和39年政令第29号）

社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

※ 受講確認の入力をお願いします ※

- ▶ 受講が終わりましたら、受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。
- ▶ 回答期限：令和7年6月30日（月）

- ▶ 入力はこちらから（社会福祉法人）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=8iWbKo6f>